

国立公文書館の在り方に関する議論の流れについて

○「時を貫く記録としての公文書管理の在り方」（平成20年11月4日、公文書管理の在り方等に関する有識者会議[官房長官決裁に基づき開催]）

当会議としては、これらの機能を適切に担える組織とするためには、国立公文書館を、現在の独立行政法人から権限と体制を拡充した②案の「特別の法人」とすることが適当であると考える。

(注)②案の「特別の法人」：立法府・司法府を含め円滑な文書移管が可能となるような権限を持つ「特別の法人」に改組。①案は国戻し。

○公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）

附 則

第13条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況を勘案しつつ、行政文書及び法人文書の範囲その他の事項について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

○公文書等の管理に関する法律案に対する附帯決議

<参議院内閣委員会（平成21年6月23日）>

二十、行政機関のみならず三権の歴史公文書等の総合的かつ一体的な管理を推進するため、国立公文書館の組織の在り方について、独立行政法人組織であることの適否を含めて、検討を行うこと。

○「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」（平成24年1月20日閣議決定）

【国立公文書館】

公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）で定める法施行後5年（※平成27年度末）を目途とする見直しの中で、特別の法人化を含めた検討を行う。

(注)平成24年5月に国会提出された「独立行政法人通則法の一部を改正する法律案」（衆院解散により廃案）において、国立公文書館については、公文書管理法施行後5年を目途とする見直しの措置が講ぜられるまでの間、独立行政法人組織を維持する旨の経過措置が設けられた。

○公文書管理の在り方等に関する有識者会議最終報告（平成20年11月4日）

4. 公文書管理のあるべき姿にむけて

- (3) 独立行政法人等、立法府、司法府、地方公共団体及び民間の文書
立法府、司法府の文書については、三権分立の下、それぞれで管理が行われているが、文書の保存や利用について必ずしも十分とは言えない面がある。国立公文書館法では、国の機関として立法府及び司法府からの文書も国立公文書館への移管対象となっているが、これを促進するため、これら三者が定期的集まり、移管ルールの協議や情報交換、検討を行う場を設定し、これを法的に位置付けるなど、同館への移管を促す仕組みを検討する。

5. 公文書管理担当機関の在り方

(2) 組織の在り方

立法府・司法府の公文書については、国立公文書館法において、国の機関として立法府及び司法府からの文書も移管対象となっているにもかかわらず、実態として受入れが進んでいない。円滑な受入れの促進を念頭に置いた場合、行政部門の機関では調整が円滑に進まない可能性も考えられた。こうしたことを踏まえ、現在、独立行政法人とされている国立公文書館を、法人形態による弾力的な業務執行のメリットを活かしながら、行政部門を越えてより広く職務を果たすことが可能な「特別な法人」に改める方が制度改正の目的に沿うのではないかという考え方もある。

(中略)

このため、当会議としては、これらの機能を適切に担える組織とするためには、国立公文書館を、現在の独立行政法人から権限と体制を拡充した②案の「特別な法人」とすることが適当であると考える。